

**農業用資材価格高騰支援特別対策事業事務局運営業務に係る  
企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）**

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

令和8年2月10日

香川県知事 池田 豊人

**1 公募に付する事項**

(1) 委託業務名

農業用資材価格高騰支援特別対策事業事務局運営業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで（ただし、本件の契約に係る予算について、次年度への繰越しが議会で可決されたときは、令和8年11月13日（金）まで）

(3) 契約限度額

42,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託業務の概要

別添「農業用資材価格高騰支援特別対策事業事務局運営業務仕様書」のとおり

**2 応募資格**

次に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある法人又は団体は、本事業の対象としないものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(4) 香川県税に滞納のない者。香川県会計規則（昭和39年香川県会計規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。

(5) 香川県内に本社、支社又は営業所を有し、香川県と緊密な連絡体制が構築できること。

**3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知**

(1) 応募方法

## ① 提出書類

- ア 応募意思表明書（様式1）
- イ 応募者概要書（様式2）
  - 応募者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等）を添付してください。
- ウ 香川県税の納税証明書（全ての税目について未納のない旨の証明書） 1部
  - 応募意思表明書提出期日前3か月以内の日付けのものに限ります。
  - なお、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は県税の納税義務がない者（任意団体など）については、提出は不要です。
- エ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の全部事項証明（履歴事項証明） 1部
  - 応募意思表明書提出期日前3か月以内の日付けのものに限ります。
  - なお、香川県会計規則第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、提出は不要です。

## ② 受付期間及び受付時間

(受付期間)

令和8年2月10日（火）から令和8年2月24日（火）まで必着（土曜日、日曜日を除く。）  
(受付時間)

8時30分から12時00分まで、13時00分から17時15分まで

## ③ 提出方法

14に示した場所に持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によるものとし、電話、電報、FAX、電子メール、宅配便等は不可とします（郵便の場合は書留親展とし、信書便の場合は郵便における書留親展に相当する方法に限ります。）

## （2） 応募資格要件の確認結果の通知

応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和8年2月27日（金）までに応募資格要件の確認結果を書面で通知します。応募資格要件に適合した者に限り、6に示した応募申請書類を提出することができます。

なお、応募意思表明書等を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

## 4 説明会

説明会は開催しません。

## 5 質問の受付及び回答

応募意思表明書等を提出した者で、本応募に関して質問がある場合は、次の期間に質問書（様式3）により、14に示した場所にFAX又は電子メールで問い合わせてください。口頭による質問は受け付けません。なお、電子メールの場合は、件名を「農業用資材価格高騰支援特別対策事業事務局運営業務に関する質問」としてください。

受け付けた質問は、令和8年2月27日（金）までに、応募資格要件に適合した者全員にFAX又は

電子メールで回答します。なお、回答の際には質問者名は公表しません。また、質問者の企画提案そのものに関わる質問については、質問者にのみ回答します。

(1) 受付期間及び受付時間

令和8年2月12日（木）9時から令和8年2月24日（火）17時15分まで（必着）

## 6 応募申請書類の提出

応募資格要件の確認結果通知受領後、(1)に示す応募申請書類を提出してください。なお、応募申請書類の提出は1応募者につき1件とします。

(1) 提出書類

- ① 応募申請書（様式4）

【提出部数】

正本1部

- ② 企画提案書

様式は問いませんが、A4判（長辺綴じ）を基本とします。ただし、図面等で縮小が困難なものは、A3判をA4判に折ってください。

【提出部数】

正本1部（表紙に応募者名を記載したもの。）、副本7部（※）

※ 副本には、応募者を判別することができる文字、記号等は一切記載しないでください。

- ③ 見積書

消費税及び地方消費税を含んだ金額を1(3)に示す契約限度額の範囲内で見積もることとし、経費の内訳も記載してください。

【提出部数】

正本1部（応募者である法人又は団体の所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記載したもの。）、副本7部（※）

※ 副本には応募者を判別することができる文字、記号等は一切記載しないでください。

- ④ 応募者の概要及び事業実績調書（様式5）

以下の書類を添付してください。

ア 直近1事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書）

イ 過去における同種の事業実績に係る契約書及び仕様書の写し

【提出部数】

様式5及びアについては、正本1部、副本7部（※）

イについては1部（応募者の概要及び事業実績調書（様式5）正本に添付すること。）

※ 副本には、応募者を判別することができる文字、記号等は一切記載しないでください。

添付書類についても同様とします。

(2) 受付期間及び受付時間

(受付期間)

令和8年2月27日（金）から令和8年3月6日（金）まで必着

(受付時間)

8時30分から12時00分まで、13時00分から17時15分まで

(3) 提出方法

14に示した場所に持参するか、郵便又は信書便によるものとし、電話、電報、FAX、電子メール、宅配便等は不可とします（郵便の場合は書留親展とし、信書便の場合は郵便における書留親展に相当する方法に限ります。）。

## 7 失格事由

提出された応募申請書類が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど応募申請書類が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1(3)に示した契約限度額を上回るとき。
- (5) 8(1)のプレゼンテーションに出席しなかったとき。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (7) 審査会委員に対して、直接、間接問わず接触を求めた場合又は接触したとき。
- (8) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (9) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。

## 8 契約候補者の選定等

(1) 選定方法

応募者から提出された応募申請書類の内容を「農業用資材価格高騰支援特別対策事業事務局運営業務プロポーザル方式選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、選定委員が、別添「農業用資材価格高騰支援特別対策事業事務局運営業務契約候補者選定に係る評価基準」に基づき採点した評価点数の合計点が最も高い者を契約候補者として選定します。合計点が最も高いものが複数の場合は、選定委員の協議により選定します。

審査は、書面による審査及び応募者によるプレゼンテーションによるものとしますが、応募者が多数の場合、選定委員会は、書面による審査によりプレゼンテーションに参加する応募者を選定します。

プレゼンテーションは、応募者ごとに、提案内容について15分以内で説明し、説明終了後に選定委員が質問することにより行います。1応募者あたりのプレゼンテーションは、説明と質疑を合わせて25分以内とします。

プレゼンテーションの日時は、応募者に別途通知します。

なお、評価の結果、最低基準点（満点の6割）を満たす企画提案がない場合は、契約候補者を選定しません。

(2) 選定結果の通知

県は、契約候補者選定後に、選定結果を各応募者あてに書面で通知します。なお、選定に至った経過については非公表とします。

## 9 契約の締結

- (1) 県は、契約候補者と応募申請書類の内容をもとに委託内容、条件、経費等について協議、調整を行った上で、委託契約を締結します。
- (2) 協議等が整わない場合又は2の応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等特別な理由により契約が不可能になった場合は、8の契約候補者の選定等において、次点の提案となった応募者と協議の上、契約を締結することがあります。
- (3) 受託者は、契約の範囲内で、本業務の実施について県の指示に従うものとします。
- (4) 契約の内容については、県の随意契約の公表の対象とします。

## 10 契約書作成の要否

要します。

## 11 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

## 12 スケジュール（予定）

令和8年2月10日（火）公告開始

令和8年2月24日（火）公告終了、応募意思表明書受付締切、質問の受付締切

令和8年2月27日（金）応募資格要件の確認結果通知、質問への回答

令和8年3月6日（金）応募申請書類の受付締切

令和8年3月12日（木）選定委員会の開催（プレゼンテーションの実施）

令和8年3月中旬 選定結果の通知、契約締結

## 13 その他

- (1) 企画提案に要した経費（応募申請書類作成経費、県への説明に要する経費等）は応募者の負担とします。
- (2) 提出された応募申請書類は、返却しません。
- (3) 応募申請書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (4) 応募申請書類に虚偽事項を記載していることが判明した場合、当該応募申請書類は無効とします。
- (5) 応募者は、今回の業務委託に関して知り得た事実について、その秘密を守らなければなりません。ただし、県の承認を得たときはこの限りではありません。

14 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番10号  
香川県農政水産部農業生産流通課 TEL : 087-832-3420  
FAX : 087-837-2481  
E-mail: seiryu@pref.kagawa.lg.jp